

# 至仏山保全対策会議設置要綱

## (目的)

第1条 至仏山の保全対策のあり方を示した「至仏山保全基本計画」に関する事業実施を検討するなど、保全対策を効果的に行っていくため、尾瀬保護財団（以下「財団」という。）に至仏山保全対策会議を（以下「対策会議」という。）を設置する。

## (会務)

第2条 対策会議の会務は次のとおりとする。

一 至仏山の植生保護と登山道整備などの保全対策の実施に関して、理事長からの要請に基づき当該案件について検討を行い、その結果を理事長へ報告すること。

## (対策会議の構成等)

第3条 対策会議に委員長及び別添名簿のとおり委員を置く。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 対策会議の委員は理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱の日から理事長が定める日までとする。

## (委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を掌理する。

2 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

## (招集)

第5条 対策会議の招集は、財団の理事長が行う。

## (議事の公開)

第6条 対策会議の議事は、公開とする。ただし、委員全員の総意により非公開とすることができる。

## (代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により対策会議に出席できない場合、代理の者を指名し、出席させることができる。

## (関係者の参加)

第8条 委員長は、議事運営上必要があると判断した場合は、議事に関係する者を対策会議に出席させることができる。

## (費用弁償)

第9条 出席委員及び関係者に対し旅費相当額を支給する。

ただし、金額の多寡にかかわらず、他費、他団体等からこれに相当する名目で支給される者は除く。

## (庶務)

第10条 対策会議の庶務は、財団事務局において処理する。

## 附 則

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。